

令和5年度 臨時教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和5年11月30日（木） 13時30分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）川原 悟
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）遠岳祐二
- 欠席者：（教育委員）長下亜希
- 教育長挨拶
- 議題

（1）議案審議

- 議案第22号 東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について
- 議案第23号 教育行政財産に係る用地取得について

（2）協議事項

- ① 町立小中学校スクールバス運行区域の見直し及び導入計画について【別添】
- ② 令和6年度重点施策に係る事業予算について【別添】
- ③ 令和6年度就学に関する教育支援委員会の審査結果について【別添】

（3）報告事項

- ① いじめ防止対策推進法の重大事案に係る経過等について
- ② 11月行政報告
- ③ 12月行事予定

（4）その他

- ① 12月定例教育委員会日程について
- ② 令和6年二十歳を祝う会日程について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 13時30分

教育長挨拶

11月24日に発生した町内中学2年生の交通死亡事故について、当日に知り得た情報及び学校での生徒に対する説明とケア対応、また文書による保護者への情報伝達状況と子ども達への観察チェック等のお願い、また県教委と連携して、子どもや保護者などへのカウンセリング体制の対応などについて報告を行い、その後、11月行政報告書の中から、秋の読書週間イベント、ふるさと芸能大会、県中体連駅伝競走大会、確かな一歩事業、その他県議会文教厚生委員会や佐賀県多久市義務教育学校からの現地視察の受入など学校教育や社会教育の行事や事業等について、抜粋して状況や成果等を紹介し挨拶を行った。

議題

（1）議案審議

議案第22号 東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について

教育長

これから、議案の審議を行います。

議案第22号「東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について」を議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第22号「東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について」説明をいたします。

まずこの内容につきましては、先般の総合教育会議の中で、町長からの次年度の政策として計画を進めたいというご提案があった内容です。

これを進めていくにあたり条例制定の整備が必要ですので、教育委員会の事業として条例制定に向けた準備を進めます。

それでは説明いたします。

東彼杵町小中学校入学祝金交付条例を別紙の通り制定したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、東彼杵町の子育て支援の充実を図るために、本町の次代を担う児童又は生徒の入学に際し、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図ることを目的とした東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定に係る議会の議決を経るべき事項

について、教育委員会の承認を求めるものです。

それでは条文の内容等について説明します。

まず、第1条に、「趣旨」を掲げております。

東彼杵町の次代を担う児童又は生徒の入学の節目を祝福し、養育者をねぎらうとともに、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図るため、町が小中学校入学祝金を交付することに関し必要な事項を定めるとしております。

第2条では、「定義」として、「小学校」、「中学校」、そして「養育者」の用語の定義を定めております。

第3条では、「交付対象者」として、祝金の交付を受けることができる者を規定しており、その対象となる者は、小学校及び中学校ともその児童・生徒の入学式の日において、東彼杵町に住所を有する者を対象としております。

次に、第4条で、「祝金の額」を規定しており、小学校の新入学児童が3万円。中学校の新入学生徒については、7万円と定めております。

続いて、第5条では、祝金の申請及び決定等の手続について、規定しております。

また、第6条では、祝金の申請の権利の喪失の内容を、第7条では、「祝金の返還」として、不正に祝金の支給を受けた場合に返還させることができると、規定しております。

最後の第8条では、必要な事項の委任規定を設けております。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

説明については以上です。

教育長

これから質疑を行います。

この件については、前回の総合教育会議で町長の方から、提案があったものです。

教育次長

祝金の額について補足をします。

先の総合教育会議で示されましたと、小学生の3万円の根拠として、ランドセル購入費相当額、中学校の7万円は制服の購入代相当額の負担軽減として示されたところです。

山口委員

条例第8条について、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるとあるが、別に定める規則がありますか。

教育次長

この条例制定の承認を受けたあと、条例は議会の承認も必要になり、それを受けた後、事務的な手続きに係る提出期限や申請書様式など規定する規則を策定す

る予定です。

これについては、時期をみて、議案上程を行います。

山口委員

来年度での小学生・中学生の予定数はどのくらいになりますか。

教育次長

対象となる人数は、小学生 51 名、中学生 59 名が令和 6 年度の新入学生になります。

なお、これは町立小中学校だけではなくて、他の私学や特別支援学校等も対象になります。

川原委員

先ほど祝金額の根拠を言われたが、保護者としては祝金の用途は限定されていないものとしてよいですか。

教育次長

その通りです。

川原委員

ちなみに、中学校の制服はどのくらいですか。

総務係長

10 万円ぐらいかかります。

山口委員

交付対象者の条項で、入学式の日に東彼杵町に在住していることとなっているが、入学式後にもらえるということですか。

教育次長

入学日が基準になるので、この後が規則になりますが、基準日を過ぎて申請を上げてもらい、この時期に本当に町在住か確認をし、交付決定通知を出して、指定口座に振り込むことになります。

もし規定を満たしていないということであれば、不決定通知を通知する予定です。

山口委員

入学式後に決定するということですか。

教育次長

その通りです。まず交付対象者となることは、入学日の 4 月 1 日に町内在住していること。その後、交付を受けられる者として、各学校の入学式の日においても町内に在住していることが必要です。

川原委員

転入の場合はどうなりますか。

教育次長

現在、予定している内容では、入学日から期限を 1 ヶ月で設定し、1 ヶ月以内

に来られたら対象とします。しかし5月以降は新入学ではなく、転校ということで対象としないと考えています。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

では質疑なしと認めます。

これから議案第22号、「東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について」の承認を求めます。

お諮りします。原案の通り承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第22号、「東彼杵町小中学校入学祝金交付条例の制定について」は、審議の通り承認することに決定いたします。

なお本件は、議会の議決が必要でありますので、町長に対して、議案として議会に上程されるよう申し入れることといたします。

次に、議案第23号「教育行政財産に係る用地取得について」を議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第23号、「教育行政財産に係る用地取得について」です。

教育行政財産として、用地の取得について、教育委員会の承認を求めるものです。

取得する教育行政財産の内容は議案書に記載の内容のとおりです。

土地が7筆で、地積面積の合計が3,676m²になります。

取得用地の用途指定は、彼杵児童体育館の用地ということで指定します。

提案の理由は、彼杵児童体育館の施設利用者の利便性向上を図るために、駐車場の拡張に係る用地を教育財産として取得することから、本案を提出するものです。

取得の目的が駐車場の拡大として説明をしたように、駐車場を増やすということで、現状、裏手に職員駐車場へ配置しており、諸行事等があった場合には足らず、駐車場の拡大をとの要望があつてありますので、駐車場に整備して、駐車台数が165台増えることになります。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

今の駐車場では足りないということになりますか。

教育次長

今後の計画として、スクールバスの運行を拡大することもあり台数もさらに増え、現在もかなりのスペースを占用しています。そのようなことを含め、そのような土地を確保しておけば、対応も早くできます。

また体育館行事や総合会館や文化ホール等でのイベント事業の場合は、当然、足りていない状況です。

またイベントに関連して、行政のイベントだけではなく、商工会が行う色々なイベント時にも貸し出しをしており、地域の活性化という視点においても駐車場の拡大が望まれます。

コロナ前の以前では、道の駅のイベントの際に、駐車場が足りず、国道の渋滞を引き起こしたりして、警察からも指導を受けたりしたこともあります。

別件ですが、公共工事での残土処理の予定もあり、残土処理の活用として、今回そのようなタイミングも合わせて取得を考えています。

橋本委員

体育館自体も広くなるような計画がありますか。

教育次長

体育館の施設は現状のままです。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

では質疑なしと認めます。

これから議案第23号、「教育行政財産に係る用地取得について」の承認を求めるます。

お諮りします。原案の通り承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第23号、「教育行政財産に係る用地取得について」は、原案の通り承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(2) 協議事項

① 町立小中学校スクールバス運行区域の見直し及び導入計画について 教育次長

町立小中学校スクールバス運行区域の見直し及び導入計画について、9月の総合教育会議で示した小中学校の全地区を運行する内容での運行計画案について、見直しを行った、この見直し案について協議をお願いしたい。

本町では集落や地域が点在しており地理的に町内小中学校区では遠距離通学者が多く、児童生徒通学時の安全確保にスクールバスの対応が望まれているを踏まえ、次のとおり対象地区を見直しました。

(資料をもとに概要を行う。)

1. スクールバス導入地区の考え方

千綿小では通学距離 1.0 km 以上の地区及び広域農道より山手側から通学する児童。

彼杵小では通学距離 1.5 km 以上の地区

中学校では通学距離 2.0 km 以上の地区

2. 対象区域の拡大

千綿小の対象となる地区は、八反田、西宿、東宿、瀬戸、中岳、蕪、木場、里、一つ石。

彼杵小で新たに追加する地区は、赤木、上杉、山田、樋口。

中学校で新たに追加する地区は、小音琴、浦、大音琴、口木田赤木、上杉、山田、樋口、川内、飯盛、法音寺、菅無田、坂本、中尾、太ノ原、太ノ浦とします。

川原委員

資料では、判断基準とした距離は地区公民館までの距離で判断されているが、仮に国道沿いを通行する場合に、国道沿いの地区などは、地区内の公民館まで入ったりしますか。

教育次長

この通学距離の内容は、スクールバス運行の乗降場所による通学距離とは意味がことなります。

スクールバス運行の対象とする地区については、何を基準や根拠にするかとしたスクールバス導入地区の考え方について、各学校までの通学距離を設定しています。

その通学距離については、児童生徒個人個人の分を調べて判断することはできませんので、またスクールバス設置規則には対象地区を明記する必要がありますので、その対象地区を判断する基準の距離として、各地区の公民館を起点とした距離を設定しました。

従いまして、実際の運行では、各地区公民館が乗降場所として立ち寄ったりすることではありません。

山口委員

中学校では、小音琴地区は 4.5 キロということで、現状、どの様にして通学していますか。

教育次長

町営バスです。町営バスで通っております。

山口委員

中学校で、小音琴や大音琴、浦の地区は、元々距離的に結構ありますが、令和6年度途中又は令和7年度導入の予定ですが、例えば上杉や山田地区よりも音琴方面を先におこなってはどうか。結局、こちらは1年間遅れることになるのか。

教育次長

山田や上杉地区は路線としては、山田はJRバス路線、上杉は町営バス大野原高原線に関係します。

その地区だけ路線ではなく、山間部の地区からのつながりになりますので、その路線での対応になります。

また、これらの路線については、JRバス路線は、通学定期券が町営バスと比較して高額です。また町営バスの大野原高原線はダイヤの見直しがあり、不便さが増している状況です。

一方、音琴方面は町営バスの需要も高く見直しの対象にはなっていませんので、保護者への説明や理解を得る内容としては、この順番で行おうと考えています。

なお、現在、通学距離が4kmを越えている児童生徒には通学費に対する助成をおこなっています。

その中で、JRバス路線に係る地区は、地区によっては助成額では定期券額に足りていないところもあり、そのような理由からJRバス路線、町営バス大野原高原線に関係ある地区を先に実施するように対応したところです。

橋本委員

子どもの料金でもそのようになっていますか。

教育次長

中学生は大人料金になるのでそのような状況になります。

また、計画による予算確保は、12月補正には間に合わなかったので、その後の補正の機会と令和6年度当初予算に協議を進めていきたいと考えています。

② 令和6年度重点施策に係る事業予算について

教育次長

令和6年度重点施策に係る事業関係については、この内容で予算要求を行きたいと考えており、事前に本教育委員会内の調整を行わせていただきます。

内容的には継続事業と新規事業で整理していましが、継続事業の内容は割愛し、新規事業について説明をさせていただきます。

(詳細は、添付資料をもとに説明)

以上になりますが、委員からのご質問やご意見等をお願いします。

橋本委員

総合会館の著しい劣化ってどのようなところに出てきていますか。

教育次長

一つは、設備です。現在、保健センターの空調設備がもうここ1週間近く使えない状態です。

次に外壁です。外壁にひび割れが見られ、また外壁の中の鉄筋が爆裂してコンクリート片が剥がれるなどの状況が見られます。また外壁のコーティングが薄くなっているようで、外壁への補修が必要と思われます。

山口委員

この一覧は新規事業のみですか。

教育次長

説明した内容は新規事業の内容になります。

③ 令和6年度就学に関する教育支援委員会の審査結果について

教育次長

令和6年度の特別支援教育に係る措置について、11月29日に開催しました教育支援委員会の判定につきまして、教育委員会の承認を得る必要がありますので審議をお願いします。

総務係長

(資料により、対象の児童生徒の判定結果を説明する。)

(これ以降の説明内容、質疑及び協議の要旨については、児童生徒の個人情報であるため、記載を省略する。)

教育次長

お諮りしました令和6年度就学に関する教育支援委員会の審査結果につきましては、判定のとおり承認いただけますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

承認されましたので、審査結果のとおり次年度に向けて準備を進めます。

(3) 報告事項

① いじめ防止対策推進法の重大事案に係る経過等について

教育次長

臨時教育委員会の開催の必要案件がでたので、日程調整をお願いしたい。
(臨時教育委員会開催日程)

協議の結果、12月11日(月)9時から開催することとなった。

② 11月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

③ 12月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

(4) その他

① 12月定例教育委員会日程について

日 時：12月22日（金）15時

場 所：教育センター小会議室

② 令和6年二十歳を祝う会日程について

日 時：令和6年1月3日（水）10時30分

場 所：総合会館文化ホール

対象者：82名（平成15年4月2日～平成16年4月1日生れ）

15時25分 閉会

議事録署名

令和 6 年 2 月 5 日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人